

令和 6 年度 随意契約 案件一覽

【随意契約の一覧】

令和6年4月1日～令和6年7月18日

件名	発注所属	契約の相手方を選定した理由	業者名	契約金額(税込)	契約日	契約方法
1 重要文化財旧長崎 英国領事館昇降路 ほか増築工事	建築部建築課	本工事は、施工場所が現在施工中である「重要文化財 旧長崎英国領事館本館ほか保存修理第2期工事」の免震ピット上となることから、本体工事と密接に関連する付帯的な工事である。同一受注者以外に施工させた場合、契約不適合責任の施行が不明確となるため、同一受注者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目19番5号 博多石川ビル5階 会社名 松井・大進・長崎土建特定建設工事共同企業体 代表者 松井建設(株)九州支店 執行役員支店長 北原 勝彦	107,250,000	令和6年5月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号
2 伊王島海水浴場交 流施設合併浄化槽 制御盤改修工事	建築部設備課	本工事は、伊王島海水浴場交流施設にある合併浄化槽の制御盤を更新するものである。今回更新する制御盤は、既存浄化槽内にある設備の制御を行っているため、既存設備と密接不可分の関係にあり、製造業者以外の者に施工させた場合、既存設備の使用において著しい支障が生ずるおそれがあり、整備後の性能保障を得ることができないため、既存浄化槽の製造業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目4番23号 会社名 (株)ダイキアックス福岡支店 代表者 支店長 山下 隆一	4,675,000	令和6年5月16日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
3 三重浄水場非常用 発電機設備整備工 事	上下水道局事業部 浄水課	本工事は、三重浄水場に設置されている非常用発電機制御盤内の整備を行うものである。品質管理基準及び技術情報は製造メーカー独自のものであり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器及び既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、本機器の製造メーカーであり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である三菱電機(株)と業務移管契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区上牟田1丁目17番1号 会社名 三菱電機プラントエンジニアリング(株)九州本部 代表者 執行役員九州本部長 平 隆則	14,300,000	令和6年5月23日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
4 障害福祉センター非 常発電設備整備工 事	建築部設備課	本工事は、障害福祉センターに設置されている非常用発電設備を整備するものである。整備部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造業者以外の者に施工させた場合、当発電設備の使用において著しい支障が生ずるおそれがあり、整備後の発電設備の性能保障を得ることができないため、既設発電設備の製造業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることができる唯一の業者である三菱電機(株)と業務移管契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区上牟田1丁目17番1号 会社名 三菱電機プラントエンジニアリング(株)九州本部 代表者名 執行役員九州本部長 平 隆則	6,600,000	令和6年5月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5 東部下水処理場 No.1主ポンプ整備工 事	上下水道局事業部 下水道施設課	本工事は、東部下水処理場に設置されているNo.1主ポンプの整備を行うものである。整備工事の対象であるポンプは㈱日立インダストリアルプロダクツが設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器の運転並びに処理場の運営に著しい支障が生じる恐れがある。以上の理由から、㈱日立インダストリアルプロダクツから下水道事業における整備工事等について業務移管をされている右記業者と随意契約するもの。	所在地 長崎県長崎市神ノ島町1丁目331番92 会社名 株式会社 九州日立 長崎支社 代表者名 支社長 鎮守 浩明	20,020,000	令和6年5月29日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
6 グラバー園エスカ レーター・トラペータ年 次改修工事	建築部設備課	本工事は、グラバー園のエスカレーター及びトラペータの全体的な定期整備による消耗部品の取替工事を行い、作動の調整を行う工事である。改修部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(株)から業務を右記業者に承継しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ(株)西日本支社 代表者名 役員理事支社長 古渡 昭之	46,200,000	令和6年6月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

7	平山ポンプ場送水ポンプ整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事で整備する送水ポンプは、(株)荏原製作所が設計・製作した特殊機械で、品質管理基準および技術情報は製品メーカー独自のものです。製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器及び既設設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがあるため、本機器の製品メーカーであり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区美野島1丁目2番8号 NTビル 会社名 (株)荏原製作所九州支社 代表者名 支社長 太田 賢一	13,200,000	令和6年6月13日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
8	市民生活プラザホール舞台機構設備改修工事	建築部設備課	本工事は、市民生活プラザホールの吊物・床機構の駆動装置の基幹となる駆動マシンのほか、ワイヤロープ、滑車、制御盤等を改修するもの。改修後の当該設備は既存の舞台機構システムへ組み込み、一体的に移働するため、各照明やバトンのレベルやインターロック(安全装置)の調整、確認を行う必要があることから、既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、本舞台機構システムの製造及び設置業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市中央区天神4丁目1番37号 会社名 三精テクノロジーズ(株)九州営業所 代表者名 所長 児玉 秀隆	99,000,000	令和6年6月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9	東長崎浄水場ITV監視設備整備工事	上下水道局事業部 浄水課	本工事で整備するITV監視設備は、(株)日立国際電気が設計・製作した特殊設備で、既設設備と密接不可分の関係であり、製造メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることが出来ず、また当該設備及び既設設備等の使用に著しい支障をきたす恐れがあるため、本設備の製造メーカーであり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である(株)日立国際電気と保守・点検・修理等の分野で業務委託契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目13番34号 会社名 (株)HYSエンジニアリングサービス九州営業所 代表者名 所長 下山 治	6,952,000	令和6年6月19日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
10	市道上田町相生町2号線(グラバースカイロード)補修工事	土木部土木建設課	当該機器は受注製作品で、製造メーカーのみが保有する特殊技術やノウハウにより製造されており、製造メーカーのみが供給できる特殊部品の調達が必要であり、改修部分と既存部分は施工時に一体的調整の必要があることから、密接不可分の関係にあるため、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずる恐れがあるが、製造及び施工業者である三菱電機(株)から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ(株)西日本支社 代表者名 役員理事支社長 古渡 昭之	15,620,000	令和6年7月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
11	長崎市消防局・中央消防署非常用発電設備制御盤改修工事	建築部設備課	本工事は、長崎市消防局・中央消防署に設置されている非常用発電設備を整備するものである。整備部分と既存部分は密接不可分の関係にあり、製造業者以外の者に施工させた場合、当発電設備の使用において著しい支障が生ずるおそれがあり、整備後の発電設備の性能保障を得ることができないため、既設発電設備の製造業者であり、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である三菱電機(株)と業務移管契約を締結している右記業者と随意契約するもの。	所在地 福岡県福岡市博多区上牟田1丁目17番1号 会社名 三菱電機プラントエンジニアリング(株)九州本部 代表者名 執行役員九州本部長 平 隆則	26,950,000	令和6年7月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

12	南部茂木中継ポンプ場No.1汚水ポンプ整備工事	上下水道局事業部 下水道施設課	<p>本工事は、南部茂木中継ポンプ場に設置されているNo.1汚水ポンプの整備を行うものである。整備工事の対象であるポンプは(株)石垣が設計・製作した特殊機械で、その品質管理基準及び技術情報は製品メーカー独自のものであり、製品メーカー以外の者に施工させた場合、整備後の性能保証を得ることができず、また、当該機器並びに中継ポンプ場の運営に著しい支障が生じる恐れがある。(株)石垣から下水道事業における整備工事等について業務移管契約を締結している右記業者と随意契約するもの。</p>	<p>所在地 長崎県長崎市勝山町37番地 会社名 (株)長崎インガキ 代表者名 代表取締役社長 石垣 真</p>	27,500,000	令和6年7月8日	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
13	平和公園下段エスカレーター改修工事	土木部土木建設課	<p>当該機器は受注製作品で、製造メーカーのみが保有する特殊技術やノウハウにより製造されており、製造メーカーのみが供給できる特殊部品の調達が必要であり、改修部分と既存部分は施工時に一体的調整の必要があることから、密接不可分の関係にあるため、製造及び施工業者以外の者に施工させた場合、その使用に著しい支障が生ずる恐れがあるが、製造及び施工業者である三菱電機㈱から改修工事に関する業務を右記業者に移管しているため、施工時及び施工後についても一元化した責任体制をとることが出来る唯一の業者である右記業者と随意契約するもの。</p>	<p>所在地 福岡県福岡市博多区住吉1丁目2番25号 会社名 三菱電機ビルソリューションズ(株)西日本支社 代表者名 役員理事支社長 古渡 昭之</p>	28,600,000	令和6年7月10日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号